四監査第82号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条 第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年9月28日

四国中央市監査委員 宝利良樹

四国中央市監査委員 谷内 開

監查結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監查委員監查基準

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象・期間及び実施年月日

監查対象期間:令和2年度

	監 査 対 象	監査実施年月日
消防本部	警防課・予防課	令和3年7月8日
消防署	消防一課・消防二課・西分署	77和3年1月8日
	農業委員会事務局	令和3年8月6日
	選挙管理委員会事務局	令和3年8月6日

4 監査の着眼点

監査対象所管の事務及び事業の執行について、合規性だけではなく、経済性、効率性、有効性といった観点を重視した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 職員体制(配置)の運用が適切に行われているか。(会計年度任用職員を含む。)
- (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉の増進やサービスの向上に努めているか。
- (4) 契約事務は関係法令に基づき適正に執行されているか。
- (5) 補助金等の事務手続きは要綱等に基づき適正に行われているか。
- (6) 財産、備品の管理は適正に行われているか。
- (7) 準公金の取扱いは要綱に基づき適正に処理されているか。

5 監査の実施内容

事務局職員は、監査対象課から提出された調書及び資料等により事前調査を行い、その結果 について監査委員に報告する。監査委員は、事務局職員の報告や調書・資料等に基づき検証及 び確認を行うとともに、対象課職員の説明を聴取することにより監査を実施した。

6 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、おおむね適正に処理されているものと認められたが、 一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準 第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で指導したので、記述を省略する。

【意見】

(1) 警防課・予防課

川之江地域の金生川右岸に川之江へリコプター離着陸場を整備、これで市内 5 地域(三島・川之江・土居・新宮・金砂富郷)の災害時におけるランデブーポイントが整った。また、車両更新計画に基づき、消防本部査察車と高規格救急自動車及び同車両に積載する高度救命処置用資機材と川之江分団第 5 部の消防ポンプ自動車を更新した。市民の生命・身体・財産を災害から守り、火災や地震等による被害を軽減するための体制整備を、引き続き計画的に進めていただきたい。

消防職員は、定数 142 人のところ現在 135 人。市民の命と財産を守るために、人事当局 へ働きかけ、人員体制の確保に努めていただきたい。

(2) 消防署(消防一課・消防二課・西分署)

当年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年以上に感染対策に気を配りながら、救急業務をはじめとする各業務に対応されている。新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えてこない状況にあり、今後もこの状況は続くと想定される。健康面に十分留意されるとともに、消防業務が停滞することのないよう対策を徹底し、情報共有を図りながら組織として対応に当たられたい。

(3) 農業委員会事務局

農業委員会は、地方自治法に定める行政委員会であり、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行している。同法では、「農地等の利用の最適化の推進」に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務と位置付けている。

農業を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手の不足が続き、耕作 放棄地の増加等が顕著になるなど、活力ある農業・農村の構築が喫緊の課題となっている。 引き続き、農業委員と農地利用最適化推進委員及び農地中間管理機構等との連携が十分図 れるよう、事務局においても体制整備に努め、今後も適正な事務の執行に当たられたい。

(4) 選挙管理委員会事務局

令和元年度より新規事業として、投票所に赴くことが困難な有権者を限定し、投票日に 発着地と投票所とを一往復するタクシー運賃を補助する移動支援事業を開始している。初 年度は投票日当日のみ、当年度においては期日前投票日も対象とし、投票しやすい環境の 整備に努めている。同事業は総務省から推進されているものでもあり、引き続き県内他市 の実施状況を参考としながら、条件の緩和等についても協議をお願いしたい。

消防本部

警防課・予防課

1 職員数(令和3年5月1日現在)

【警防課】

職員は課長以下17人(うち会計年度任用職員1人)である。

【予防課】

職員は課長以下8人(うち会計年度任用職員1人)である。

2 事務分掌(令和3年4月1日現在)

【警防課】

- (1)組織及び企画に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 儀式及び表彰に関すること。
- (4) 職員の安全管理に関すること。
- (5) 職員の研修に関すること。
- (6) 文書の収受及び発送に関すること。
- (7)消防職員委員会に関すること。
- (8) 消防用車両、庁舎及び各種の保険事務に関すること。
- (9) 収入及び支出命令に関すること。
- (10) 職員の給貸与品に関すること。
- (11) 財産の取得及び管理、資機材等の購入並びに施設の修繕に関すること。
- (12) 警防計画に関すること。
- (13) 開発行為に関すること。
- (14) 消防用車両の登録、検査及び点検整備に関すること。
- (15) 消防自動車等の安全運転管理に関すること。
- (16) 消防統計に関すること。
- (17) 消防技術の研究及び指導に関すること。
- (18) 四国中央市火災予防条例(平成 16 年四国中央市条例第 186 号)第 45 条に規定する届出に関すること。
- (19) 災害現場活動の指揮支援及び調査に関すること。
- (20) 医療機関との連絡調整に関すること。
- (21) メディカルコントロール体制に関すること。
- (22) 救急搬送証明に関すること。
- (23) 救急及び救助業務等の研究及び指導に関すること。

- (24) 救急及び救助の業務計画等に関すること。
- (25) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (26) 消防水利の整備に関すること。
- (27) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関すること。
- (28) 消防団事務及び消防団との連絡協調に関すること。

【予防課】

- (1) 予防事務の総合企画及び調査研究に関すること。
- (2) 防火団体等の結成及び育成指導に関すること。
- (3) 自衛消防組織等の訓練指導に関すること。
- (4) 予防広報に関すること。
- (5) 危険物安全協会に関すること。
- (6) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。
- (7) 危険物製造所等の指導取締りに関すること。
- (8) 高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
- (9) 火薬類の消費等の許可に関すること。
- (10) 危険物災害の調査に関すること。
- (11) 建築許可等の同意事務に関すること。
- (12) 消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- (13) 火気使用設備等の指導に関すること。
- (14) 防火対象物の予防査察及び違反処理の指導に関すること。
- (15) 防火対象物及び消防用設備等の点検報告に関すること。
- (16) 防火管理者の育成指導に関すること。
- (17) 四国中央市火災予防条例に規定する届出(第45条に係るものを除く。)に関すること。
- (18) 火災の原因、損害調査及び火災統計報告に関すること。
- (19) 火災証明等に関すること。
- (20) 火災調査技術の研究及び指導に関すること。
- (21) その他予防関係法令の執行に関すること。
- 3 予算の執行状況 (令和2年度)
- (1) 一般会計

ア 歳 入 (単位:円)

款		項			目		予	算 琲	. 額	調	定	額	収	入	済	額	収入未済	額
分担金及び 負 担 金	負	担	金	消負	防 担	費金		397	, 000			0				0		0
使用料及び 手 数 料	使	用	料	総利	务使月	月料		1	, 000		2,	012			2, 0	012		0

			手	数	ζ	料	総衤	务手	数料	60,000	22, 700	22, 700	0
							消息	方手	数料	1, 200, 000	1, 984, 550	1, 984, 550	0
県	支 出	金	県	補.	助	金	消県	防 補 鴠	費 b 金	8, 679, 000	8, 385, 000	8, 385, 000	0
財	産 収	入	財収	産		用入	財 収	産貨	f 付 入	347, 000	347, 137	347, 137	0
寄	附	金	寄	附	t	金	消寄	防 附	費	1,000,000	1,000,000	1, 000, 000	0
諸	収	入	受収	託		業入	消 受計	防 £事業	費 収入	21, 100, 000	21, 100, 000	21, 100, 000	0
			雑			入	雑		入	10, 617, 000	11, 727, 501	11, 727, 501	0
				計	<u> </u>					43, 401, 000	44, 568, 900	44, 568, 900	0

収入済額の主なものは、次のとおりである。

- ・消防費受託事業収入は、旧別子山村常備消防受託事業収入 21,100,000 円
- ・雑入では、高速道路救急対策支弁金8,938,080円

イ 歳 出(ただし、給料・職員手当等・共済費・退職手当負担金を除く。) (単位:円、%)

			, .																
	款			項			目		予	算	現	額	支出負担	行為済額	予	算	残	額	執行率
消	防	費	消	防	費	常備	前消息	坊 費	1	22,	413,	000	115,	182, 528		7,	230,	472	94. 1
						非常	備消	防費	1	48,	095,	000	131,	354, 656		16,	740,	344	88. 7
						消队	方施言	没 費		58,	859,	000	56,	177, 966		2,	681,	034	95. 4
						水	防	費			389,	000	4	252, 938			136,	062	65. 0
						災害	手対分	策 費		23,	111,	900	22, 2	231, 900			880,	000	96. 2
				計					3	352,	867,	900	325,	199, 988		27,	667,	912	92. 2

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

- ・常備消防費では、需用費 45,381,376 円、役務費 9,854,139 円、委託料 46,835,792 円
- ・非常備消防費では、報酬 35,404,566 円、報償費 40,776,330 円、負担金補助及び交付金 34,637,826 円
- ・消防施設費では、常備消防施設整備事業の備品購入費 25,197,752 円、非常備消防施設整備事業の備品購入費 19,910,000 円
- ・災害対策費では、備品購入費 21,815,000 円

消防署

消防一課・消防二課・西分署

1 職員数(令和3年5月1日現在)

【消防署】署長(兼次長)

【本署】

- ・消防一課 職員は課長以下 35 人である。
- ・消防二課 職員は課長以下35人である。

【東 分 署】 職員は分署長以下17人である。

【西 分 署】 職員は分署長以下21人である。

- 2 事務分掌(令和3年4月1日現在)
- (1) 水火災等の警戒、防御及び鎮圧に関すること。
- (2) 災害現場活動の指揮に関すること。
- (3) 警防計画及び消防調査に関すること。
- (4) 火災等の原因、損害調査及び報告に関すること。
- (5) 地水利調査及び保全に関すること。
- (6)消防用資機材及び機械器具の維持管理に関すること。
- (7) 消防車両の点検整備に関すること。
- (8) 救急、救助業務等に関すること。
- (9) 火災、救急、救助計画及び訓練に関すること。
- (10) 消防統計に関すること。
- (11) 救急講習(応急手当の普及啓発等)に関すること。
- (12) 防火対象物の予防査察及び違反処理の指導に関すること。
- (13) 防火思想の普及に関すること。
- (14) 防火対象物の使用開始の届出等に関すること。
- (15) 自主防災組織並びに幼年及び少年消防クラブの指導に関すること。
- (16) 署の庶務に関すること。
- (17) 庁舎及び備品の維持管理に関すること。
- (18) 消防通信及び記録に関すること。
- (19) 気象情報に関すること。
- (20) 通信指令業務に関すること。
- (21) 通信指令室の維持管理に関すること。
- (22) 消防通信機器及び気象機器の整備保全に関すること。

- (23) 消防訓練の指導に関すること。
- (24) 消防団事務及び消防団員の教養訓練に関すること。
- (25) 署員の服務規律及び教養研修に関すること。
- (26) 県防災行政無線に関すること。
- (27) 危険家屋に関すること。
- (28) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に関すること。
- (29) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (30) 前各号に掲げるもののほか、消防業務に関すること。

3 施設の概要(令和3年3月31日現在)

名	称	建築年月	敷地面積(㎡)	延床面積(m²)
消防本語	部・消防署	平成 27 年 3 月	6, 464. 75	6, 857. 16
東	分 署	平成 10 年 11 月	1, 383. 70	740. 88
西	分 署	平成 23 年 3 月	16, 246. 92	521.61
新宮	分遣所	平成 26 年 3 月	1, 047. 88	433. 50
嶺 南	分遣所	昭和 58 年 2 月	400.00	127. 06

- *消防本部・消防署の延床面積内訳は、本館棟5,963.92㎡、付属棟693.59㎡、主訓練塔199.65㎡
- *西分署の延床面積内訳は、新築部分266.61㎡、土居窓口センター2階改修部分255㎡
- *新宮分遣所の延床面積内訳は、庁舎387.30㎡、備蓄倉庫46.20㎡

4 消防活動状況

地域	火災発	生件数	救急出	動件数	救助発	生件数
地 埃	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
伊予三島地域	6	8	1, 362	1, 483	27	16
川之江地域	9	5	1, 359	1, 447	7	14
土 居 地 域	5	9	654	709	16	8
新 宮 地 域	2	3	78	77	2	2
新居浜市別子山(受託)	0	0	22	22	4	1
管外	0	0	2	8	1	0
合 計	22	25	3, 477	3, 746	57	41
増減		73	△2	269	1	6

5 消防車両等配備状況(令和3年3月31日現在)

車 両 名	本 部	本 署	東分署	西分署	新宮分遣所	嶺南分遣所
消防ポンプ自動車		3	1	1	1	1
水槽付消防ポンプ自動車		1		1		
化学消防ポンプ自動車		1				
30m級梯子自動車		1				
救 助 工 作 車		1				
高規格救急自動車		3	1	1		
2 B型救急自動車					1	1
広 報 車	2		1	1		
小型ポンプ積載車			1	1		
査 察 車	2					
指 揮 車		1				
水槽車		1				
資機材搬送車	1	1				
火 災 調 査 車	1					
計	6	13	4	5	2	2

農業委員会事務局

- 1 職員数(令和3年6月1日現在) 職員は局長以下6人である。
- 2 事務分掌(令和3年4月1日現在)
- (1)表彰等に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の収受、発送及び編さん保存に関すること。
- (4)総会に関すること。
- (5) 議事録作成に関すること。
- (6) 物品の整理及び受払に関すること。
- (7)農家台帳及び農地台帳の補完に関すること。
- (8) 事務局の日誌に関すること。
- (9) 農業状況等視察に関すること。
- (10) 資金融資に関すること。
- (11) 補助事業に関すること。
- (12) 農業委員会の電算業務に関すること。
- (13) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条に規定する事務に関すること。
- (14) 農地部会に関すること。
- (15) 農地等の許可書交付事務に関すること。
- (16) 農地転用事実照会等の事務に関すること。
- (17) 農地あっせんに関すること。
- (18) 農業委員会の各種証明に関すること。
- (19) 農地銀行に関すること。
- (20) 農地相談業務に関すること。
- (21) 農政部会及び協議会等に関すること。
- (22) 農業団体に関すること。
- (23) 競売関係事務に関すること。
- (24) 国有地関係事務に関すること。
- (25) 農地統計等に関すること。
- (26) 小作地等に関すること。
- (27) 農政相談業務に関すること。
- (28) 遊休農地に関すること。
- (29) 納税猶予等に関すること。

- (30) 農業者年金事務に関すること。
- 3 予算の執行状況(令和2年度)
- (1) 一般会計

ア 歳 入 (単位:円)

	款			項			目	予	算	現	額	調	定	額	収	入	済	額	収入未済額
使手	用料及 数	: び 料	手	数	料		水 産 数 料			12,	000		14,	100			14,	100	0
県	支 出	金	県	補助	金	農林水県 補	産業費 助 金		6, 4	38,	000		5, 833,	000		5, 8	33,	000	0
			委	託	金		:産業費 託 金		1	07,	000		103,	000		1	03,	000	0
諸	収	入	雑		入	雑	入		3	85,	000		329,	940		3	29,	940	0
				計					6, 9	42,	000		6, 280,	040		6, 2	80,	040	0

収入済額の主なものは、次のとおりである。

- ・農林水産業費県補助金では、農業委員会交付金3,126,000円、農地利用最適化交付金2,620,000円
- ・雑入は、農業者年金事務取扱手数料 329,300 円

イ 歳 出(ただし、給料・職員手当等・共済費・退職手当負担金を除く。) (単位:円、%)

款		項		目	予	算	現	額	支出負担行為済額	予	算	残	額	執行率
農林水産業費	農	業	費	農業委員会費		14,	582,	000	14, 158, 207			423,	793	97. 1
		計				14,	582,	000	14, 158, 207			423,	793	97. 1

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

・農業委員報酬 5,208,000 円、農地利用最適化推進委員報酬 6,574,451 円、コンピュータ等保守 委託料 633,600 円、県農業会議負担金 873,200 円

選挙管理委員会事務局

- 1 職員数(令和3年6月1日現在)職員は事務局長以下3人(事務局長は総務調整課長兼務)である。
- 2 事務分掌(令和3年4月1日現在) 選挙管理委員会の事務に関すること。
- 3 予算の執行状況(令和2年度)
- (1) 一般会計

ア 歳 入 (単位:円)

	款			項		目	予	算	現	額	調	定	額	収	入	済	額	収入未済額
県 支	支 出	金	委	託	金	総務費委託金			5,	000			578				578	0
	計							5,	000			578				578	0	

イ 歳 出(ただし、給料・職員手当等・共済費・退職手当負担金を除く。) (単位:円、%)

	款			項		目	予	算	現	額	支出負担行為済額	予	算	残	額	執行率
総	務	費	選	挙	費	選挙管理委員会費		1,	783,	000	1, 438, 084			344,	916	80. 7
						市議会議員選 挙 費		50,	272,	000	50, 265, 795			6,	205	100.0
						市長選挙費		7,	295,	000	2, 851, 355		4,	443,	645	39. 1
				計				59,	350,	000	54, 555, 234		4,	794,	766	91. 9

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

- ・選挙管理委員会費では、選挙管理委員会委員報酬 956,400 円
- ・市議会議員選挙費では、投・開票事務従事者報償 7,702,000 円、ポスター掲示場設置委託料 12,307,680 円、選挙公営負担金 18,861,857 円
- ・市長選挙費では、消耗品費 1,039,893 円